

電線共同溝の整備等に関する特別措置法

1. 案内情報

- 手続名 : 占用予定者又は増設に関する占用予定者の地位の承継の届出手続
- 手続根拠 : ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法（以下「法」という。）第6条第2項（法第8条第3項において準用する場合を含む。）
- 手続対象者 : 相続人、合併若しくは分割により設立される法人その他の電線共同溝の占用予定者又は増設に係る電線共同溝の占用予定者の一般承継人（分割による承継の場合にあっては、法第4条第1項（法第8条第3項において準用する場合を含む。）の規定による申請に係る権利及び義務の全部を承継する法人に限る。）
- 提出時期 : 承継の日の翌日から起算して30日以内
- 提出方法 : 電線共同溝の占用予定者の地位の承継の届出書を作成し、当該道路を管理する地方整備局工事事務所又は出張所等へ提出してください。
- 手数料 : なし。
- 添付書類・部数 : 承継の事実を証する書類
提出部数については、提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。
- 申請書様式 : 電線共同溝の占用予定者の地位の承継の届出書
- 記載要領・記載例 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- 提出先 : 当該道路を管理する地方整備局工事事務所又は出張所等
- 受付時間 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。
- 相談窓口 : 別紙

3. 手続情報

- 審査基準 : 適用なし
- 標準処理期間 : 適用なし
- 不服申立方法 : 適用なし

電線共同溝の占用予定者の地位
電線共同溝の占用等の許可に基づく地位の承継の届出書

平成 年 月 日

地方整備局長 殿

〒
住所
氏名
担当者
TEL
印

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第6条第2項
第14条第2項

の規定により届け出ます。

1 被承継人住所
氏名

3 承継年月日

電線共同溝の整備等に関する特別措置法

1. 案内情報

- 手続名 : 占用予定者又は増設に関する占用予定者に対する電線共同溝の占用の許可申請手続
- 手続根拠 : ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法（以下「法」という。）第4条第1項（法第8条第3項において準用する場合を含む。）
- 手続対象者 : 電線共同溝の占用を希望する者
- 提出時期 : 法第3条第1項の規定による電線共同溝を整備すべき道路として指定があったとき又は法第8条第2項の規定による電線共同溝の増設の公示があったときから道路管理者が定める期限まで。
- 提出方法 : 電線共同溝の占用許可申請書を作成し、当該道路を管理する地方整備局工事事務所又は出張所等へ提出してください。
- 手数料 : なし。
- 添付書類・部数 : 電線共同溝の占用の許可を申請する者に係る法施行令第2条の電線共同溝の建設又は増設によって支出を免れることとなる金額の算出に必要な資料、当該電線共同溝に敷設する電線に接続する電線又は当該電線を収容するための敷設の概要を示す書類及び図面等
提出部数については、提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。
- 申請書様式 : 電線共同溝の占用許可申請書
- 記載要領・記載例 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- 提出先 : 当該道路を管理する地方整備局工事事務所又は出張所等
- 受付時間 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。
- 相談窓口 : 別紙

3. 手続情報

- 審査基準 : ・法第4条第4項（法第8条第3項において準用する場合を含む。）
- 標準処理期間 : 法第10条により、電線共同溝の建設又は増設を完了したときは、直ちに電線共同溝の占用予定者又は増設に係る電線共同溝の占用予定者に当該電線共同溝の占用の許可をする。
- 不服申立方法 : （行政不服審査法の規定による）

新 規	変 更	(番 号)
		年 月 日

平成 年 月 日

(道路管理者) 殿

〒

住所

氏名

印

担当者

TEL

占 用 許 可 申 請 書
電線共同溝の占 用 協 議 書
占用に係る変更許可申請書

平成 年 月 日付け 地方整備局公示のあった一般国道 号に係る電線
共同溝について、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)
第4条第1項 占 用 の 許 可 を 申 請
第4条第3項 の規定に基づき、下記のとおり協 議します。
第11条第1項 占用に係る変更の許可を申請
第12条第1項

記

1 敷設計画書(別添)

2 添付書類

- (1) 電線共同溝の建設若しくは増設又は占用によって支出を免れることとなる金額の算出に必要な資料
- (2) 電線共同溝に敷設する電線に接続する電線又は当該電線を収容するための施設の概要を示す書類及び図面
- (3) その他必要に応じ、参考となるべき書類及び図面

別添

敷設計画書

路 線 名		一 般 国 道 号
電線共同溝を整備すべき道路として指定された区間		自： 市 区 町 番地 至： 市 区 町 番地
敷	敷設区間	自 (上り) 自 (下り) 至 至
	電線の種類	通信線 電力線
設	電線の数量 (延長、恒長及び条数)	
	電線の構造	外径 (mm) 光ケーブル 同軸ケーブル その他
画	電線共同溝に電線を敷設する予定期間	自： 年 月 至： 年 月
	敷設年次計画	
既埋設物件		

電線共同溝の整備等に関する特別措置法

1. 案内情報

- 手続名 : 占用予定者であった者以外の者による電線共同溝の占用の許可申請手続
- 手続根拠 : ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法（以下「法」という。）第11条第1項
- 手続対象者 : 法第10条の規定による許可を受けた者以外の者で電線共同溝の占用を希望する者
- 提出時期 : 電線共同溝を占用しようとするとき。
- 提出方法 : 電線共同溝の占用許可申請書を作成し、当該道路を管理する地方整備局工事事務所又は出張所等へ提出してください。
- 手数料 : なし。
- 添付書類・部数 : 電線共同溝の占用の許可を申請する者に係る法施行令第5条の電線共同溝の占用によって支出を免れることとなる金額の算出に必要な資料、当該電線共同溝に敷設する電線に接続する電線又は当該電線を収容するための敷設の概要を示す書類及び図面等
提出部数については、提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。
- 申請書様式 : 電線共同溝の占用許可申請書
- 記載要領・記載例 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- 提出先 : 当該道路を管理する地方整備局工事事務所又は出張所等
- 受付時間 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。
- 相談窓口 : 別紙

3. 手続情報

- 審査基準 : ・法第11条第2項
- 標準処理期間 : 特に定めていない。
- 不服申立方法 : （行政不服審査法の規定による）

新 規	変 更	(番 号)
		年 月 日

平成 年 月 日

(道路管理者) 殿

〒

住所

氏名

印

担当者

TEL

占 用 許 可 申 請 書
電線共同溝の占 用 協 議 書
占用に係る変更許可申請書

平成 年 月 日付け 地方整備局公示のあった一般国道 号に係る電線
共同溝について、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)
第4条第1項 占 用 の 許 可 を 申 請
第4条第3項 の規定に基づき、下記のとおり協 議します。
第11条第1項 占用に係る変更の許可を申請
第12条第1項

記

1 敷設計画書(別添)

2 添付書類

- (1) 電線共同溝の建設若しくは増設又は占用によって支出を免れることとなる金額の算出に必要な資料
- (2) 電線共同溝に敷設する電線に接続する電線又は当該電線を収容するための施設の概要を示す書類及び図面
- (3) その他必要に応じ、参考となるべき書類及び図面

別添

敷設計画書

路 線 名		一 般 国 道 号
電線共同溝を整備すべき道路として指定された区間		自： 市 区 町 番地 至： 市 区 町 番地
敷	敷設区間	自 (上り) 自 (下り) 至 至
	電線の種類	通信線 電力線
設	電線の数量 (延長、恒長及び条数)	
	電線の構造	外径 (mm) 光ケーブル 同軸ケーブル その他
画	電線共同溝に電線を敷設する予定期間	自： 年 月 至： 年 月
	敷設年次計画	
既埋設物件		

電線共同溝の整備等に関する特別措置法

1. 案内情報

- 手続名 : 電線共同溝の占用に係る変更の許可申請手続
- 手続根拠 : ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法（以下「法」という。）第12条第1項
- 手続対象者 : 法第10条又は第11条第1項の規定による許可（第12条第1項の規定による変更の許可を含む。）を受けた者で、第10条各号に掲げる事項（占有することができる電線共同溝の部分、電線共同溝に敷設することができる電線の種類及び数量、電線共同溝を占有することができる期間）について変更しようとする者
- 提出時期 : 法第10条各号に掲げる事項（占有することができる電線共同溝の部分、電線共同溝に敷設することができる電線の種類及び数量、電線共同溝を占有することができる期間）について変更しようとするとき。
- 提出方法 : 電線共同溝の占用に係る変更許可申請書を作成し、当該道路を管理する地方整備局工事事務所又は出張所等へ提出してください。
- 手数料 : なし。
- 添付書類・部数 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。
- 申請書様式 : 電線共同溝の占用に係る変更許可申請書
- 記載要領・記載例 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- 提出先 : 当該道路を管理する地方整備局工事事務所又は出張所等
- 受付時間 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。
- 相談窓口 : 別紙

3. 手続情報

- 審査基準 : 法第12条第2項（法第11条第2項準用）
- 標準処理期間 : 特に定めていない。
- 不服申立方法 : （行政不服審査法の規定による）

新 規	変 更	(番 号)
		年 月 日

平成 年 月 日

(道路管理者) 殿

〒

住所

氏名

印

担当者

TEL

占 用 許 可 申 請 書
電線共同溝の占 用 協 議 書
占用に係る変更許可申請書

平成 年 月 日付け 地方整備局公示のあった一般国道 号に係る電線
共同溝について、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)
第4条第1項 占 用 の 許 可 を 申 請
第4条第3項 の規定に基づき、下記のとおり協 議します。
第11条第1項 占用に係る変更の許可を申請
第12条第1項

記

1 敷設計画書(別添)

2 添付書類

- (1) 電線共同溝の建設若しくは増設又は占用によって支出を免れることとなる金額の算出に必要な資料
- (2) 電線共同溝に敷設する電線に接続する電線又は当該電線を収容するための施設の概要を示す書類及び図面
- (3) その他必要に応じ、参考となるべき書類及び図面

別添

敷設計画書

路 線 名		一般国道 号
電線共同溝を整備すべき道路として指定された区間		自： 市 区 町 番地 至： 市 区 町 番地
敷	敷設区間	自 (上り) 自 (下り) 至 至
	電線の種類	通信線 電力線
設	電線の数量 (延長、恒長及び条数)	
	電線の構造	外径 (mm) 光ケーブル 同軸ケーブル その他
画	電線共同溝に電線を敷設する予定期間	自： 年 月 至： 年 月
	敷設年次計画	
既埋設物件		

電線共同溝の整備等に関する特別措置法

1. 案内情報

- 手続名 : 許可に基づく地位の承継の届出手続
- 手続根拠 : ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法(以下「法」という。)第14条第2項
- 手続対象者 : 相続人、合併又は分割により設立される法人その他法第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定による許可を受けた者の一般承継人(分割による承継の場合にあっては、これらの規定に基づく権利及び義務の全部を承継する法人に限る)
- 提出時期 : 承継の日の翌日から起算して30日以内
- 提出方法 : 電線共同溝の占用等の許可に基づく地位の承継の届出書を作成し、当該道路を管理する地方整備局工事事務所又は出張所等へ提出してください。
- 手数料 : なし。
- 添付書類・部数 : 承継の事実を証する書類
提出部数については、提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。
- 申請書様式 : 電線共同溝の占用等の許可に基づく地位の承継の届出書
- 記載要領・記載例 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- 提出先 : 当該道路を管理する地方整備局工事事務所又は出張所等
- 受付時間 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。
- 相談窓口 : 別紙

3. 手続情報

- 審査基準 : 適用なし
- 標準処理期間 : 適用なし
- 不服申立方法 : 適用なし

電線共同溝の占用予定者の地位
電線共同溝の占用等の許可に基づく地位の承継の届出書

平成 年 月 日

地方整備局長 殿

〒
住所
氏名
担当者
TEL
印

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第6条第2項
第14条第2項

の規定により届け出ます。

1 被承継人住所
氏名

3 承継年月日

電線共同溝の整備等に関する特別措置法

1. 案内情報

- 手続名 : 許可に基づく権利の全部又は一部の譲渡の承認申請手続
- 手続根拠 : ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法(以下「法」という。)第15条第1項
- 手続対象者 : 法第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定による許可に基づく権利の全部又は一部を譲渡する者及び譲り受ける者
- 提出時期 : 法第10条、第11条第1項又は第12条第1項の規定による許可に基づく権利の全部又は一部を譲渡しようとするとき。
- 提出方法 : 電線共同溝の占用等の許可に基づく権利の譲渡承認申請書を作成し、当該道路を管理する地方整備局工事事務所又は出張所等へ提出してください。
- 手数料 : なし。
- 添付書類・部数 : 権利の譲渡後の譲渡人の敷設計画書及び譲受人の敷設計画書、占用許可書の添付図面(譲渡対象部分を明記すること。)財産の譲渡がある場合には、当該譲渡に係る契約書の写し(ただし、申請の根拠として必要な範囲に限ること。)等提出部数については、提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。
- 申請書様式 : 電線共同溝の占用等の許可に基づく権利の譲渡承認申請書
- 記載要領・記載例 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- 提出先 : 当該道路を管理する地方整備局工事事務所又は出張所等
- 受付時間 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。
- 相談窓口 : 別紙

3. 手続情報

- 審査基準 : ・電線共同溝の占用許可に基づく権利の全部又は一部の譲渡に係る承認の取扱いについて(平成9年3月14日建設省道政発第37号)
- 標準処理期間 : 特に定めていない
- 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)

電線共同溝の占用等の許可に基づく権利の譲渡承認申請書

平成 年 月 日

地方整備局長 殿

申請者 譲渡人住所
譲渡人氏名
譲受人住所
譲受人氏名

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第15条第1項

第10条

の規定により、次のとおり同法第11条第1項の許可(以下「許可」という。)に基づく権利の譲渡の承認を申請します

第12条第1項

権利の譲渡に係る電線共同溝の名称	一般国道 号 地区電線共同溝
権利の譲渡に係る電線共同溝の区間	
権利の譲渡に係る許可の年月日及び番号	
権利の譲渡に係る許可の内容	(法第10条各号に掲げる事項を記載)
譲渡する権利の内容	
譲受人の事業の内容	
譲渡の予定年月日	

備考

- 1 申請者が法人である場合は、「氏名」の欄には、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 財産の譲渡を伴う場合は、「譲渡する権利の内容」の欄及び占用許可書の添付図面に明記すること。

電線共同溝の整備等に関する特別措置法

1. 案内情報

- 手続名 : 電線共同溝敷設工事の届出手続
手続根拠 : ・電線共同溝の整備等に関する特別措置法（以下「法」という。）施行令第7条第2項第1号
手続対象者 : 電線共同溝に電線を敷設しようとする者
提出時期 : 電線共同溝に電線を敷設しようとするとき。
提出方法 : 敷設工事の届出書を作成し、当該道路を管理する地方整備局工事事務所又は出張所等へ提出してください。
手数料 : なし。
添付書類・部数 : 数量内訳書、工事施行者の概要、保守管理の方法等
提出部数については、提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。
申請書様式 : 敷設工事の届出書
記載要領・記載例 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。

2. 窓口情報

- 提出先 : 当該道路を管理する地方整備局工事事務所又は出張所等
受付時間 : 提出先となる地方整備局工事事務所又は出張所等にお問い合わせください。
相談窓口 : 別紙

3. 手続情報

- 審査基準 : 適用なし
標準処理期間 : 適用なし
不服申立方法 : 適用なし

敷設工事の届出書

(番 号)
年 月 日

地方整備局長 殿

平成 年 月 日

〒

住所

氏名

印

担当者

TEL

電線共同溝の整備等に関する特別措置法施行令(平成7年政令第256号)第7条第2項第1項の規定により届け出ます。

占有許可を受けた電線共同溝の部分	路線名			上・下・上下		
	許可区間	上り線		延長		
下り線						
敷設する電線	種	類	延長及び条数		敷設区間	
工事の期間	平成 年 月 日から			敷設予定期間	平成 年 月 日から	
	平成 年 月 日まで				平成 年 月 日まで	
添付書類						
備考						
記載要領						
1 「許可番号」欄には、届出の根拠となる占有許可の許可日付及び許可番号を記入すること。						
2 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には、名称及び代表者の氏名を記載すること。「担当者」の欄に所属及び氏名を記載すること。						
3 申請者(申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。)が氏名の記載を自署で行う場合又は申請者本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては押印を省略することができる。						
4 「許可区間」欄には、上下線別に区間を記載し、片側のみの場合には反対側については空欄とすること。						
5 「添付書類」欄には、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。						

別 紙

相談窓口

： 〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目
札幌第一合同庁舎

北海道開発局建設部建設行政課 011-709-2311(代)

〒980-8602 仙台市青葉区二日町9-15

東北地方整備局道路部路政課 022-225-2171(代)

〒330-9724 埼玉県大宮市北袋町1-21-2

さいたま新都心合同庁舎2号館

関東地方整備局道路部道路管理課 048-601-3151(代)

〒951-8505 新潟市白山浦1-425-2

北陸地方整備局道路部路政課 025-266-1171(代)

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1

名古屋合同庁舎第2号館

中部地方整備局道路部路政課 052-953-8166

〒540-8586 大阪府中央区大手前1-5-44

大阪合同庁舎第1号館

近畿地方整備局道路部路政課 06-6942-1141(代)

〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30

広島合同庁舎

中国地方整備局道路部路政課 082-221-9231(代)

〒760-8554 高松市福岡町4-26-32

四国地方整備局道路部路政課 087-851-8061(代)

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7

福岡第2合同庁舎

九州地方整備局道路部路政課 092-471-6331(代)

〒900-8530 那覇市前島2丁目21-7

沖縄総合事務局開発建設部建設行政課